

# 報告の受領

区 分	摘 要	時期	部数
安全管理者選任報告	安全管理者を選任した場合（特定業種で 50 人以上の事業場）	選任後遅滞 なく	1 部
衛生管理者選任報告	衛生管理者を選任した場合（50 人以上の事業場）		
産業医選任報告	産業医を選任した場合（50 人以上の事業場） （学校保健安全法第 23 条の規定により任命し、又は委嘱された 学校医で当該学校において産業医の職務を行うこととされた場 合を除く）		
定期健康診断の結果 報告	定期健康診断、歯科医師による健康診断を実施した場合 （50 人以上の事業場）	実施後遅滞 なく	
適用事業報告	労働基準法別表第 1 のいずれかの事業に該当するに至った場合	遅滞なく	
事故報告	事業場又はその付属建設物内で事故（火災・爆発・倒壊・ボイラ ー又は圧力容器の破裂・エレベーター事故等）が発生した場合	遅滞なく	
職員死傷病報告	職員が公務災害等により休業・死亡した場合	遅滞なく※	

※休業日数が 4 日未満の場合は、4 半期ごとにまとめて報告